仕様書

1　業務件名
航空自衛隊熊谷基地における展示即売会の出店及び営業

2　業務内容
展示即売会の出店及び営業の設置及び経営

3　相手方の選定
本業務を行う者は、航空自衛隊熊谷基地（以下「甲」という。）が選定する。

4　国有財産の使用許可
(1)　本業務を行う者は、売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得ること。
(2)　国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
(3)　次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがある。
ア　国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違背したとき
イ　本業務の解除をしたとき
(4)　使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。

5　国有財産使用料
丙は、乙に展示即売会の出店に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
また、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに会計年度の全額を一括して前納すること。

6　設置場所
埼玉県熊谷市拾六間８３９番地に所在する航空自衛隊熊谷基地において、乙が指定する場所とする。

7　設置条件
(1)　国の行事及び緊急時等は庁舎及び施設（設置場所を含む。）を国が優先して使用するものとする
(2)　丙は、営業許可が必要な商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、設置及び経営を行うこと。

8　費用負担
本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9　使用許可期間
令和９年４月１日(木)～令和１０年３月３１日(金)
ただし、業務日数は１業者あたり連続して１０日を超えず、かつ、通算で３か月を超えない範囲を基準とする。

10　名義使用の制限
丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用しないこと。

11　管理責任
(1)　丙は、自らの責任において売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安

について、常に心掛けること。
(2)　丙は、本業務の従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うこと。
(3)　丙は、本業務の従事者を、日本国籍を有する者とし、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入しない者とすること。
(4)　丙は、本業務の従事者の身元を保証するとともに、本業務に従事する前までに従事者名簿を甲に提出すること。
　また、甲が、従事者名簿の記載事項を確認するために書類（履歴書（写し））等を求めた場合は、速やかに提出すること。
(5)　丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行うこと。

12　衛生等の保持
(1)　丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号)」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いがある場合は、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
(2)　丙は、食品等を販売又は取り扱う場合は、「食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号)」の定めるところにより厚生労働省が示すＨＡＣＣＰに沿った衛生管理を実施すること。

13　情報保全の遵守
(1)　丙は、甲及び乙の指示及び本業務を行うに当たり知り得た一切の情報を本業務の履行以外の目的には使用しない、又は第三者に開示しないこと。
(2)　丙は、本業務の従事者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取ること。

14　損害賠償
(1)　丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違背した場合、及びその他本業務に関して甲及び乙に損害を与えた場合は、甲及び乙に対し一切の損害を賠償すること。
(2)　丙は、甲が計画した停電作業等について、甲及び乙の指示に基づき協力すること。なお、丙は、停電作業等が原因で使用する物品および商品に損害があった場合は、甲及び乙に対し損害賠償その他一切の請求をすることはできない。
(3)　丙は、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。

15　業務の解除
(1)　丙は、自己の都合により本業務を解除しようとする場合は、６か月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び仕様許可物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。
　また、「会社更生法（平成１４年法律第１５４号)」に基づく更生手続開始の申立て又は「民事再生法（平成１１年法律第２２５号)」に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。
(2)　丙が、本仕様書に記載されている遵守項目に違背した場合又は故意の過失により甲、乙及び利用者に被害が発生した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。
(3)　国有財産使用許可書の許可条件に違背した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。

16　業務仕様

(1)　丙は、本業務を行うに当たり、甲及び乙の指示に従うこと。

(2)　丙は、提出した各種書類に基づき業務を適正に履行することとし、提案した内容について変更する場合は、甲と協議すること。

　また、食材、容器及び燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議すること。

(3)　丙は、庁舎内等への立ち入りについて、関係規則に基づき手続を行うこと。

(4)　丙は、甲が計画した防災訓練について、甲及び乙の指示に従い参加すること。

(5)　丙は、商品が食品の場合は、東日本大震災の被災地の復興に向けた被災地産品及び国産農林水産物・食品の優先的な利用に努めること。

(6)　丙は、本業務に使用する物品が特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合は、その基準を満たすものであること。

(7)　丙は、「埼玉県生活環境保全条例（平成１３年埼玉県条例第５７号)」に規定するディーゼル車規制に適合する車両を使用すること。

(8)　丙は、商品を販売及び提供するに当たり、防衛省における価格を防衛省以外における価格よりも安価とするよう努めること。

(9)　丙は、有料無料問わずプラスチック製の買い物袋を配布しないこと。

(10) 丙は、設置場所の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うこと。

(11) 丙は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号)」に基づき、本業務により生じた廃棄物を適正に処理することとし、処理状況等を甲の指示に従い報告すること。

(12) 丙は、本業務を行うに当たり、排水管を使用する場合は、甲及び乙が指定する排水管について、年に１回以上の清掃を行うこととし、実施結果を報告すること。

　清掃方法は、原則、５～３０ＭＰＡの高圧の水を噴射して洗浄する高圧洗浄法とし、状況により、スネークワイヤが使用できない場合は、空圧式清掃法又は洗浄剤法により洗浄すること。

(13) 丙は、全隊員に等しく、商品を販売及び提供すること。

　また、切手、はがき及びたばこを取り扱う場合は、甲の指示に従うこと。

(14) 利用者から要望又は苦情があった場合は、丙は、必要措置の検討について甲との協議に応じること。

(15) 丙は、翌月１０日までに本業務の売上金額を甲に提出すること。また、会計年度における本業務に関する収支計算書等を翌年５月末日までに甲の指示に従い、提出すること。

(16) 丙は、商品を販売及び提供するに当たり重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合は、甲に速やかに報告するとともに、甲の指示に従うこと。

(17) 丙は、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合は、甲と相互に連携を図り協力すること。

16　情報公開

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号)」に基づき本業務に関する行政文書の情報公開開示が行われた場合は、同法第５条第２号に該当する情報を除き、開示するものとする。